

港湾運送料金表

昭和 63 年 5 月 6 日実施

尼崎西宮芦屋港

(1) 港湾荷役料金表 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船 ↔ 上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	991	884	
		空	842	751	
	40'型のもの	実入	743	663	
		空	632	563	
ノックダウン自動車 及び完成車			1,494	1,369	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,744	1,600	
パレタイズ貨物			2,022	1,850	
モーターサイクル			2,219	2,045	
袋物	紙・ビニール入のもの		2,755	2,503	
	麻袋入のもの		2,322	2,144	
ベール物			2,383	2,187	
タイヤ			1,969	1,820	
雑貨類			2,889	2,661	
葉タバコ	樽物		1,591	1,428	
	ベール物		2,001	1,800	
青果類			2,152	1,951	
機械類	1個当たり5トン未満のもの		2,852	2,609	
	1個当たり5トン以上のもの		2,093	1,904	
巻取紙 (内地産)			1,584	1,416	
木 材	岸壁揚のもの	原木	米国材	1,411	1,267
			南洋材	1,495	1,343
			北洋材	1,955	1,812
		製 材	1,551	1,400	
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			2,326	2,090	
鋼 材	一般鋼材 (口径 12 ｲﾝﾁ未満の鋼管含む)		2,239	2,045	
	鋼管 (口径 12 ｲﾝﾁ以上のもの)・コイル		1,904	1,739	
生ゴム			2,757	2,503	
パルプ			2,738	2,478	

石材		2, 279	2, 116
鉄屑 (シュレッダーを除く)		3, 935	3, 581
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石 (粉)	1, 484	1, 333
	鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石	2, 138	1, 945
穀飼類 (小麦) (撒揚-上屋入)		1, 725	1, 529
砂糖 (撒)		2, 064	1, 913
冷凍品		—	4, 174
冷蔵品		—	3, 062

2. 割増料金

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
	昼間 (8時30分から16時30分まで)	45,170	70,350	95,570	120,780
半夜 (16時30分から21時30分まで)	70,270	109,430	148,670	187,880	221,290

(2) 最低料金

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
	昼間 (8時30分から16時30分まで)	358,340	558,140	758,180	958,220
半夜 (16時30分から21時30分まで)	358,340	558,140	758,180	958,220	1,128,660

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「接岸本船内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては、8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2) 港湾荷役料金表 (船内荷役料金) (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額	
コンテナ	20'型以下のもの	実 入	483	
		空	411	
	40'型のもの	実 入	363	
		空	309	
ノックダウン自動車 及び完成車			915	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,074	
パレタイズ貨物			1,225	
モーターサイクル			1,418	
袋物	紙・ビニール入のもの		1,577	
	麻袋入のもの		1,507	
ベール物			1,477	
タイヤ			1,287	
雑貨類			1,839	
葉タバコ	樽物		819	
	ベール物		1,052	
青果類			1,211	
機械類	1個当り5トン未満のもの		1,724	
	1個当り5トン以上のもの		1,208	
巻取紙 (内地産)			783	
木 材	水落しのもの	原 木	米国材・南洋材	527
			北洋材	900
	岸壁揚のもの	原 木	米国材	725
			南洋材	775
			北洋材	1,298
			製 材	841
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1,209	
鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,336	
	鋼管 (口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1,136	
生ゴム			1,571	
パルプ			1,511	
石材			1,541	

鉄屑（シュレッダーを除く）		2, 277
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）	770
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	1, 234
穀飼類（小麦）		782
砂糖（撒）		1, 380
冷凍品		3, 095
冷蔵品		1, 924

2. 割増料金

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

（1口1時間につき 単位円）

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
	昼間 (8時30分から16時30分まで)	28,060	43,010	57,970	72,920
半夜 (16時30分から21時30分まで)	43,650	66,900	91,180	113,430	130,900

(2) 最低料金

（1口につき 単位円）

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
	昼間 (8時30分から16時30分まで)	222,590	341,230	459,870	578,510
半夜 (16時30分から21時30分まで)	222,590	341,230	459,870	578,510	667,620

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- (2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金 の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては、8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(3) 港湾荷役料金表 (沿岸荷役料金) (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	560	448	
		空	475	380	
	40'型のもの	実入	419	335	
		空	356	284	
ノックダウン自動車 及び完成車			658	526	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			762	610	
パレタイズ貨物			903	722	
モーターサイクル			918	735	
袋物	紙・ビニール入のもの		1,323	1,058	
	麻袋入のもの		937	750	
ペール物			1,031	825	
タイヤ			786	629	
雑貨類			1,202	962	
葉タバコ	樽物		856	684	
	ペール物		1,054	843	
青果類			1,054	843	
機械類	1個当り5トン未満のもの		1,278	1,022	
	1個当り5トン以上のもの		995	796	
巻取紙 (内地産)			884	708	
木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材	760	608
			南洋材	799	639
			北洋材	760	609
			製 材	792	633
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1,239	991	
鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,021	817	
	鋼管 (口径 12 インチ以上のもの)・コイル		868	695	
生ゴム			1,331	1,064	
パルプ			1,371	1,097	
石材			858	686	

鉄屑（シュレッダーを除く）		1, 8 6 5	1, 4 9 2
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）	7 9 2	6 3 3
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	1, 0 1 7	8 1 3
穀飼類（小麦）（撒揚ー上屋入）		1, 0 3 4	8 2 7
砂糖（撒）		7 9 3	6 3 4
冷凍品		—	1, 2 9 9
冷蔵品		—	1, 2 9 9

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の 5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

（1口1時間につき 単位円）

1口の作業構成員数 による区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼夜区分						
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	17, 110	27, 340	37, 600	47, 860	58, 110	68, 380
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	26, 620	42, 530	58, 490	74, 450	90, 390	106, 370

(2) 最低料金

（1口につき 単位円）

1口の作業構成員数 による区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼夜区分						
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	135, 750	216, 910	298, 310	379, 710	461, 040	542, 520
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	135, 750	216, 910	298, 310	379, 710	461, 040	542, 520

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

1 トンにつき

1, 8 5 0 円

(4) 看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1日1トンにつき 単位円)

区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
貨物分類		
コンテナ (野積場)	1 1	8
繊維原料類	4 8	3 7
青果	4 8	3 7
窯製品	5 8	4 8
その他の貨物	8 5	6 9

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金とします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 4 円
(2) 労働安定基金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 3 円 5 0 銭

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金 (沿岸荷役料金) は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側・はしけ内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ⇄ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

- (積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。
- (ロ) はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内の場合
- (揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。
- (積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。
- (2) 「接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前」の場合
- (イ) 接岸本船船側 ⇔ 上屋・野積場前の場合
- (揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
- (積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。
- (ロ) はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前の場合
- (揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
- (積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては、8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(イ) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でのコンテナに詰めるまでの作業。

(ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(4) 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

(イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。

(ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(4) 港湾荷役料金表 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前
(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
			本船内 ⇔ 上屋・野積場内	本船内 ⇔ 上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	727	672	
		空	618	571	
	40'型のもの	実入	545	504	
		空	463	428	
ノックダウン自動車 及び完成車			1,369	1,269	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,600	1,484	
パレタイズ貨物			1,850	1,713	
モーターサイクル			2,044	1,906	
袋物	紙・ビニール入のもの		2,503	2,302	
	麻袋入のもの		2,144	2,002	
ベール物			2,187	2,030	
タイヤ			1,820	1,701	
雑貨類			2,661	2,479	
葉タバコ	樽物		1,429	1,298	
	ベール物		1,800	1,640	
青果類			1,951	1,791	
機械類	1個当り5トン未満のもの		2,609	2,415	
	1個当り5トン以上のもの		1,904	1,753	
巻取紙 (内地産)			1,164	1,080	
木 材	岸壁揚のもの	原木	米国材	1,266	1,151
			南洋材	1,343	1,222
			北洋材	1,811	1,696
		製 材	1,401	1,280	
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			2,090	1,902	
鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,755	1,658	
	鋼管 (口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1,492	1,410	
生ゴム			2,504	2,301	
パルプ			2,478	2,270	
石材			2,116	1,986	
鉄屑 (シュレッダーを除く)			3,581	3,297	
鉱石類	燐礦石・加里・鉍礦石 (粉)		1,334	1,212	
	鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石		1,946	1,790	
穀飼類 (小麦) (撤揚一上屋入)			1,529	1,372	

砂糖（撒）	1, 913	1, 793
冷凍品	—	3, 927

（1トンにつき 単位円）

（2）トン数 500 トン未満の小型船内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品 目			金 額		
			本船内 ⇔ 上屋・野積場内	本船内 ⇔ 上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	727	582	
		空	618	494	
	40'型のもの	実入	545	436	
		空	463	369	
ノックダウン自動車 及び完成車			855	684	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			991	793	
パレタイズ貨物			1, 173	939	
モーターサイクル			1, 194	956	
袋物	紙・ビニール入りのもの		1, 720	1, 376	
	麻袋入りのもの		1, 218	975	
ベール物			1, 341	1, 073	
タイヤ			1, 022	818	
雑貨類			1, 563	1, 251	
葉タバコ	樽物		1, 112	889	
	ベール物		1, 370	1, 096	
青果類			1, 370	1, 096	
機械類	1個当り5トン未満のもの		1, 661	1, 329	
	1個当り5トン以上のもの		1, 294	1, 035	
巻取紙（内地産）			1, 150	920	
木 材	岸壁揚のもの	原木	米国材	989	791
			南洋材	1, 039	831
			北洋材	989	791
		製 材	1, 029	823	
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1, 610	1, 288	
鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1, 328	1, 062	
	鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル		1, 129	904	
生ゴム			1, 730	1, 384	
パルプ			1, 783	1, 426	
石材			1, 115	892	
鉄屑（シュレッダーを除く）			2, 425	1, 939	

鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）	1, 0 2 9	8 2 3
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	1, 3 2 2	1, 0 5 7
穀飼類（小麦）（撒揚－上屋入）		1, 3 4 5	1, 0 7 5
砂糖（撒）		1, 0 3 1	8 2 4
冷凍品		—	1, 6 8 9

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の 5%引

4. 分担金等

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1 トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1 トンにつき 7円

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1 トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1 トンにつき 3円50銭

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）は、

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内 ⇔ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内 ⇔ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「本船内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 「本船内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

7. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕分を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(5) はしけ運送料金表

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品目	金額		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,168	1,378	(イ) 1,378 (ロ) 1,589 (ハ) 1,800
撒貨物	1,054	1,266	(イ) 1,266 (ロ) 1,476 (ハ) 1,687

- (1) 特定地区は、尼崎港水門及び閘門を通過する地区とします。
 (2) 指定区間は、(イ)当港と西宮地区との間、(ロ)当港と大阪港及び神戸港との間、(ハ)当港と和歌山下津港、東播磨港及び姫路港との間とします。

2. 割増料金

種別	内容	割増率
半夜運送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3. 諸料金

(1) はしけ内荷捌料金

(1トンにつき単位円)

品目	金額
一般包装品	123
ユニタイズ貨物 有姿貨物 撒貨物	62

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき62円増とします。

(2) 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき134円とします。

(3) 最低料金

1 運送の引受量が 100 トンに満たない場合は、100 トン分とします。

4. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1 トンにつき 4 円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1 トンにつき 3 円 50 銭

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ⇄ 沿岸間又は、沿岸 ⇄ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 本船船側 ⇄ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繁留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繁留するまで、又は貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

(2) 沿岸 ⇄ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繁留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜運送割増

16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における運送について、所定の半夜運送割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日運送割増

日曜日・祝日及び祭日における運送について、所定の日曜日・祝祭日運送割増を適用します。

4. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

(2) 滞船料金

本料金は、貨物の積荷役日を含め 4 日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して 5 日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間、積載貨物トン数 1 トン 1 日につき所定の料金を適用します。

(3) 最低料金

本料金は、1 運送の引受量が 100 トンに満たない場合に適用します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

6. その他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。